
【採光(2)】

【質問】

採光を必要としない居室とは具体的にどんな居室か。

【回答】

法第28条第1項ただし書きにより採光を必要としない「温湿度調整を必要とする作業を行う作業室その他用途上やむを得ない居室」は、以下の通り。

1) 温湿度調整を必要とする作業を行う作業室

- ① 大学・病院等の実験室、研究室、調剤室等温湿度調整を必要とする実験、研究、調剤等を行う居室（小学校～高等学校の生徒用実験室は除く。）
- ② 手術室
- ③ X線撮影室等精密機器による検査、治療等を行う居室
- ④ 厳密な温湿度調整を要する治療室、新生児室等

2) その他用途上やむを得ない居室

→ 開口部を設けることが用途上望ましくない居室

- ① 大音量の発生その他音響上の理由から防音措置を講ずることが望ましい居室
 - ・住宅の音楽練習室、リスニングルーム等
 - ・放送室（スタジオ、機械室、前室等で構成されているもの）
 - ・聴覚検査室等外部からの震動や騒音が診察、検査等の障害となる居室
- ② 暗室、プラネタリウム等現像、映写等を行うため自然光を防ぐ必要のある居室（小学校～高等学校の視聴覚教室は除く。）
- ③ 大学、病院等の実験室、研究室、消毒室、クリーンルーム等放射性物質等の危険物を取り扱うため、又は遺伝子操作実験、病原菌の取扱い、滅菌作業、清浄な環境の下での検査、治療等を行う上で細菌若しくはほこりの侵入を防ぐため、開口部の面積を必要最小限とすることが望ましい居室
- ④ 自然光が診察、検査等の障害となる居室
 - ・眼科の診察室、検査室等自然光が障害となる機器を使用する居室
 - ・歯科又は耳鼻咽喉科の診察室、検査室等人工照明により診察、検査等を行う居室

3) その他用途上やむを得ない居室

→未成年者、罹病者、妊産婦、障害者、高齢者等以外の者が専ら利用する居室で法第28条第1項の規定の適用を受けない建築物の居室に類する用途に供するもの

- ① 事務室（オフィス・オートメーション室を含む）、会議室、応接室、職員室、校長室、院長室、看護師詰所等事務所における事務室その他執務を行う居室に類する用途に供する居室
- ② 調理室、印刷室等飲食店等の厨房、事務所等の印刷室その他作業を行う居室に類する用途に供する居室（住宅の調理室で食事室と兼用されるものを除く。）
- ③ 舞台及び固定された客席を有し、かつ、不特定多数の者が利用する用途に供する講堂等劇場、演芸場、観覧場、公会堂、集会場等に類する用途に供する居室
- ④ 管理事務室、守衛室、受付室、宿直室、当直室等事務所等の管理室に類する用途に供する居室
- ⑤ 売店等物品販売業を営む店舗の売場に類する用途に供する居室

【参考】

平成7年住指発第153号